

議案第 4 号

君津市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 3 条第 5 項の規定により、下記のとおり特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すことについて、同項において準用する同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

記

1 指定を取り消す郵便局の名称

- (1) 君津八重原郵便局
- (2) 君津大和田郵便局

2 指定取消日

令和 4 年 3 月 31 日

令和 3 年 6 月 1 日提出

君津市長 石 井 宏 子